

令和4年度 ひなた宮崎県総合運動公園水泳場夏季一般利用開放要領

1 目的 水泳を通して県民の健康増進と体力向上を図ると共に、県民総参加型のスポーツの推進に寄与する。

2 開放施設 ひなた宮崎県総合運動公園 水泳場（屋内プール・幼児プール）
宮崎市大字熊野1443-12
※屋内プールは十分な換気をすることとする。

3 開放日 令和4年7月23日（土）から令和4年8月24日（水）まで
注意1：水泳競技会等の開催日は、室内プールの利用に制限がある。

また、プールの点検・整備のため、火曜日は開放しない。
別紙参照

注意2：屋内プール及び幼児プールについては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じて、利用人数の制限を行う場合がある。

4 利用可能時間 午前10時～正午・午後1時30分～午後3時30分

5 利用料金 無料

6 開放プール

| 施設 | 水深 | 利用条件 |
|-------|-----------|---------------------|
| 幼児プール | 0.4～0.7m | 保護者同伴の幼児 小学1～2年生 |
| 室内プール | 1.1～1.25m | 小学3年生以上 |

7 注意事項

- (1) 入場前に以下の項目の確認を行う。該当する者は利用を自粛していただく。
 - 利用当日の体温に異常がある者（事前の検温が必要）
 - 利用前2週間において、頭痛・咳・などの痛み・鼻水・鼻づまりなどの風邪症状や、平熱を超える発熱、嗅覚味覚の異常、だるさ、息苦しさ、下痢、吐き気・嘔吐などの症状がある者
 - 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内の発熱含む）との接触歴がある者
 - 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある者（およびそれらの者と家庭や職場内等で接触歴がある者）
- (2) 付き添いの者は必要に応じてマスクを着用すること。
- (3) 場内に入る際は手指の消毒をすること。
- (4) 場内では、大きな声での会話を慎むこと。
- (5) 室内プールは、コースロープに沿って泳ぐ又は歩くようにすること。
- (6) 室内プールでは水泳遊具（浮き袋等）は使用できない。
- (7) 幼児プールではビート板等は使用できない。
- (8) 幼児プールは水泳遊具を持ち込み可能であるが、水鉄砲・二人乗り以上の大型浮き具・その他利用

上問題があると判断した遊具については使用できない。

(9) 定められた利用時間を守るようにすること。

(10) 水泳は、生命の危険を伴うため、指示された注意事項並びにスポーツ施設協会職員及び水泳監視員の指示に従うこと。

(11) 異常高温(水温+気温=65°C以上)時には使用を制限することがある。